

関東森林管理局大井川治山センター事案・東京神奈川森林管理署事案に係る特別委員会報告書（概要）

経緯

- 林野庁関東森林管理局の元職員が収賄罪により令和3年1月に有罪となる事案（大井川治山センター事案）及び同局の職員が収賄罪により令和3年6月に有罪となる事案（東京神奈川森林管理署事案）が発生。
- 林野庁は、外部委員4名からなる特別委員会を設置し、全国における再発防止策をとりまとめ。

事案の特徴

1. 公務員倫理・発注者綱紀保持の認識の欠如

- 収賄で有罪となった2名は、管理監督者に該当するにもかかわらず、自ら金銭を要求するなど、公務員倫理、発注者綱紀保持の認識が欠如していた。
- 事業者側も、公務員倫理等の認識が不足していた。

2. 監督・検査業務における便宜

- 両事案とも、入札・契約段階ではなく、契約後の監督・検査の段階で、工期内に工事が完成していないにもかかわらず完成したことにするなどの便宜が図られていた。

再発防止策

1. 公務員倫理、発注者綱紀保持の再徹底・強化

- 管理監督者の責務について再徹底
- 森林管理局・署等の職員に対する研修について、職員が我が事として捉えられるよう、内容と方法を見直し
- 事業者周知用にも我が事として受け止められる資料を作成
- 内部通報制度等について、職員への周知徹底 等

2. 監督・検査業務の適正な実施

- 適正な監督・検査業務の履行等に関する資料を作成し、研修で徹底
- 監督職員から署長等へ工事の進捗状況を定期的に報告する仕組みの導入、検査職員から署長等へ実地検査後速やかにデジタル画像等をメールで送付する仕組みの導入、変更契約の内容を決裁者が確認しやすい様式の導入など、適切な監督・検査体制を確保
- 監督・検査業務に係る点検・監査を強化 等

3. 組織的・系統的な不祥事再発防止の推進

- 森林管理局発注者綱紀保持委員会において、署長等に対して発注者綱紀保持等の取組状況についてのヒアリングを実施 等

〔 ※ 林野庁では、これらの再発防止策の一部については、既に取組を進めているところであるが、この報告書を踏まえて、さらに徹底・強化していくべき。 〕